平成２５年９月２９日

ダイアシティ2000茂庭Ｂ２リッヂ
住民の皆様へ

略称「一部損壊」取消しを求める世話人会

連絡事項

現在、裁判１「県市民税等の免除取消の取消」を求める裁判、裁判２「保育料の変更処分の取り消し」を求める裁判をおこなっております。

９月１１日の裁判２の仙台市～提出された準備書面および証拠説明書乙Ａ１に、仙台市が主張する「罹災証明変更に至る経過」が示されておりますので、皆様に配布致します。この、仙台市の準備書面について、裁判所は、さらなる詳細な経緯を１０月２８日の裁判に間に合うよう仙台市に提出を求めております。

この準備書をお読みいただき、１０月３０日の住民集会において、住民の皆様のご意見を受けたまりたいと思いますので、みなさまの参加をお願い致します。

および宮城県に対し「大規模半壊の罹災証明に基づく被災者再建支援金支給決定（全部）取消処分」（都道府県会館）行政不服審査請求をおこなっておりますが、都道府県会館では、原則「皆様の同意を得て返済をしていただく。」としておりますので、住民の皆様には、**「同意をしない」**よう意志表示お願い致します。

今後の予定

■ 10月08日（火）09:45～　裁判１（県市民税等）
　　第６回公判　場所：仙台地方裁判所　　中間判決の予定です。

■ 10月28日（水）11:30～　裁判２（保育料訴訟）
　　第３回公判　場所：仙台地方裁判所

■ 10月30日（水）19:00～20:30　住民集会　場所：管理センター集会室
　　弁護士、市議会議員の先生が参加しますので皆さんの参加をお願い致します。

裁判、住民集会に皆さんの参加をお願い致します。

ご不明な点やお気づきのことがございましたら、世話人会へご相談下さい。
あわせて、まだ当会へご賛同いただけていない皆様におかれましても、お気軽にお近くの世話人にお声をおかけください。　以上

（世話人会一同）

[redacted]